

日本レーザー医学会 定款施行細則

第1章 入会等の手続き

(入会等)

- 第1条 本学会の会員になることを希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認をうけなければならない。
2. 会員は、住所または氏名もしくは名称その他届出事項に変更があったときは、その旨を直ちに届け出なければならない。
3. 賛助会員である法人または団体の組織に変更があったときは、あらかじめ理事会の承認をうけなければならない。

(資格の喪失)

第2条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- 一 退会
- 二 禁治産者または準禁治産者の宣告
- 三 死亡または失踪宣告
- 四 除名

(退会)

- 第3条 退会しようとする会員は、理由を付して退会届を提出し、理事会の承認をうけなければならない。
2. 会費の滞納が3年以上に及んだ者は会誌発送を停止し、かつ理事会において退会したものとみなすことができる。
3. 賛助会員である法人または団体が解散したときは退会したものとみなす。

(除名)

第4条 会員が本学会の定款に違反し、または本学会の名誉をそこなう行為があったときは、理事会の議決によって理事長が除名することができる。

第2章 入会金及び会費

(入会金)

第5条 定款第8条第1項の入会金は、正会員及び学生会員について2,000円とする。

(会費)

- 第6条 定款第8条第1項の会費は次のとおりとする。
- 一 正会員
 - 1) 臨床系(M会員) 年額 12,000円
 - 2) 基礎学術系(B会員) 年額 12,000円
 - 3) 技師、看護師、その他(C会員) 年額 6,000円
 - 二 学生会員 年額 5,000円
 - 三 賛助会員 1口以上(1口年額 150,000円)
2. 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第3章 学術大会

(学術大会)

- 第7条 定款第5条第1項第1号に定める学術大会は、原則として毎年1回開催する。
2. 学術大会は、「日本レーザー医学会総会」と称し、「第 回」を冠する。
3. 理事長は、学術総会会長を理事会の承認を経て委嘱する。

4. 会長は、総会の企画、準備及び実施の一切を掌る。ただし、理事会においてあらかじめ報告することを要する。
5. 総会開催に関する収支は独立会計とする。会長は、収支予算及び総会終了後の決算を理事会に報告するものとする。
6. 理事長は通常総会において、次期及び次々期総会の会長と開催地を報告する。

(講演者)

第8条 総会における一般講演発表者の講演者及び発表連名者は原則として、定款第6条第1項第1号及び第2号に定める会員でなくてはならない。ただし、会長が特に認めた場合はこの限りではない。

(企画準備項目)

- 第9条 総会の企画、準備の主な項目は、次のとおりとする。
- 一 講演、演題及び学術展示の募集(募集要領の作成、会員への通知)
 - 二 申し込み演題の採否の決定及び通知
 - 三 シンポジウム、特別講演の企画、一般講演の座長依頼
 - 四 総会プログラムの作成とその配布
 - 五 その他

(総会、理事会及び評議員会の開催)

第10条 定款第23条に定める総会、理事会及び評議員会は、原則として総会会期中に開催する。

第4章 委員会

(委員会の設置)

- 第11条 定款第34条第2項の委員会を次のとおり設置する。
- 一 運営委員会
 - 二 規約委員会
 - 三 財務委員会
 - 四 編集委員会
 - 五 学術委員会
 - 六 教育委員会
 - 七 国際委員会
 - 八 渉外・広報委員会
 - 九 社会保険委員会
 - 十 安全委員会
 - 十一 庶務委員会
 - 十二 選奨委員会
 - 十三 専門制度委員会

付 則

- 1 本細則は、昭和55年12月25日から施行する。
- 2 本細則は、平成10年9月25日通常総会で改正。
- 3 本細則は、平成11年4月1日から施行する。
- 4 本細則は、平成11年10月9日通常総会で改正。
- 5 本細則は、平成11年10月9日から施行する。
- 6 本細則は、平成12年11月9日通常総会で改正。
- 7 本細則は、平成12年11月9日より施行する。
- 8 本細則は、平成13年11月25日通常総会で改正。
- 9 本細則は、平成13年11月25日より施行する。